

# Business Partner office NEWS



## 法律相談Q&A

### — 育児休業期間中の出勤 —

Q： 近々出産し、引き続き育児休業を取得する予定の労働者がいます。人手不足のため育児休業期間中も1日4時間・週2日程度出勤してもらおう予定ですが、育児休業給付金は支給されますか？

A： 育児休業給付金の支給要件は、

- ①支給単位期間（1ヶ月）の初日から末日まで継続して被保険者資格を有していること
- ②支給単位期間の就労日数が10日以下（10日を超える場合は就業時間が80時間以下。分単位の端数は切り上げ）であること
- ③支給単位期間に支給された賃金額が休業開始時賃金月額額の80%未満であること

です。ご質問の1日4時間・週2日の場合、1ヶ月で9日・36時間程度ですので上記②の範囲内となり、給付金を受けることができます。

1 支給単位期間あたりの支給額は、

休業開始時賃金日額×30日（「休業開始時賃金月額」）×67%（通算181日以降は50%）

で計算されますが、支給単位期間に賃金が支払われた場合は、その賃金額が

\*休業開始時賃金月額額の80%以上→支給なし

\*休業開始時賃金月額額の13%（181日以降は30%）超～80%未満

→休業開始時賃金月額×80%相当額と賃金との差額を支給

となります。ただし、上記要件②はその就労が臨時・一時的なもので、就労後はもとの育児休業に戻ることが明らかである場合です。あらかじめ出勤日・時間を定めていると育児休業ではない（育児短時間勤務等）とみなされ支給資格を失う可能性があるので注意が必要です。

## 最近のニュースから

### 睡眠不足のドライバーの乗務禁止へ

国土交通省は貨物自動車運送事業法などに基づく省令を改正し、6月から、睡眠不足のバスやトラック、タクシー運転手の乗務を禁止する。また、点呼時に睡眠不足でないか事業者を確認することも義務付ける。

### 高齢者の医療介護、3割負担の対象拡大

厚生労働省は、医療・介護サービスの自己負担割合が現役世代並みの3割となっている高齢者の対象拡大を検討する。現在、自己負担割合が3割となっている後期高齢者は医療で約114万人、介護では今年8月から一部の利用者に3割負担が導入されて12万人ほどが対象だが、年収基準を引き下げ新たに数十万人が該当することになる見通し。

### 非正規格差訴訟で最高裁判決

6月1日、正社員と非正規社員の待遇格差を巡る2訴訟の判決で、最高裁第二小法廷は、待遇が不合理かどうかは賃金項目を個別に考慮すべきだとする初判断を示した。ハマキョウレックス訴訟では、5手当の不支給を「不合理」と判断。長澤運輸訴訟では、4手当の不支給を不合理として賠償を命じ、定年後再雇用者の待遇については、正社員のとときより賃金の総額が2割程度下がることを容認した。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～



このたびの地震により被災された皆様、並びにご家族・ご関係者の皆様には心からお見舞い申し上げます。これから余震だけでなく大雨などに対する様々な備えも必要になりますが、防災・復旧作業に尽力される皆様にはどうか安全に留意なさって下さい。そして少しでも早く皆様の心や体が休まる時が訪れることをお祈り致します。